

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	世田谷区
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	57-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/101/168/d00149166.html

執行機関名 世田谷区長

児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの(育成手当に限る)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第一 区長の部第5項 世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	世田谷区児童育成手当条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、父若しくは母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>児童</u> について児童育成手当(以下「手当」という。)を支給することにより、 <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		世田谷区児童育成手当条例(昭和46年9月世田谷区条例第34号)、 世田谷区児童育成手当条例施行規則(昭和46年10月世田谷区規則第32号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	世田谷区児童育成手当条例第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	世田谷区児童育成手当条例第6条の手当(育成手当に限る)の支給に係る申請の事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ニ	世田谷区児童育成手当条例第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下この条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る支給要件児童の保護者(同条例第3条第1項第1号に規定する保護者をいう。以下同じ。)に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ホ	世田谷区児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第6条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号へ	世田谷区児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第5条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	手当支給児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号ハ	世田谷区児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第6条第1項第5号

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	世田谷児童育成手当条例第8条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第9条
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に係る事務	世田谷区児童育成手当条例第8条第1項の手当(育成手当に限る)の額の改定に係る認定の申請の事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 二	世田谷児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第9条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ホ	世田谷児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第5条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又はその保護者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(療養介護及び施設入所支援に係るものに限る。)の支給に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ハ	世田谷児童育成手当条例第4条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第6条第1項第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る、身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条第1項第5項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る支給要件児童の保護者に係る道府県民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ホ	世田谷区児童育成手当条例第12条、世田谷区児童育成手当条例施行規則第12条第1項第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る支給要件児童又はその保護者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--